


令和8年2月10日（火）15時00分 配付

| | |
|------------------------|---|
| <p>項目</p> | <p>今冬の大雪等に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付について</p> |
| <p>配付資料</p> | <p>今冬の大雪等に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付について</p> |
| <p>内容及び報道に当たったのお願い</p> | <p>このことについて、次のとおり交付されますので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付決定日 令和8年2月10日（火） 2 交付日 令和8年2月12日（木） 3 交付決定額等 配付資料のとおり</p> |
| <p>他のクラブとの関係</p> | <p>北海道総合政策部地域行政局市町村課において、本日道政記者クラブに全道版の提供を行っております。</p> |
| <p>担当窓口</p> | <p>北海道オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 主幹 金澤 直樹 【直通】0152-41-0619</p>  <p>オホーツク cool! クール</p> |

今冬の大雪等に係る特別交付税（3月交付分）の繰上げ交付について

令和8年（2026年）2月10日（火）
オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課市町村係

今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、3月に交付されるべき特別交付税の一部を繰り上げて交付されることが決定されました。

1 繰上げ交付対象団体及び交付額

【オホーツク総合振興局管内】

| 団体名 | 繰上げ交付額 | 団体名 | 繰上げ交付額 |
|------|--------|-------------|---------------|
| 紋別市 | 156百万円 | 湧別町 | 61百万円 |
| 美幌町 | 59百万円 | 滝上町 | 24百万円 |
| 津別町 | 42百万円 | 興部町 | 20百万円 |
| 佐呂間町 | 35百万円 | 雄武町 | 23百万円 |
| 遠軽町 | 134百万円 | 管内合計 | 554百万円 |

・特別交付税3月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎としてその3割を交付

【全道・全国】

| | |
|----|---|
| 全道 | 対象団体：7市22町3村（計32団体） 繰上げ交付額：3,048百万円 |
| 全国 | 対象団体：32市43町12村（計87団体、8道県） 繰上げ交付額：12,955百万円 |

2 交付日 令和8年2月12日（木）

3 参 考

- 特別交付税の交付時期は、12月及び3月（地方交付税法第16条第1項）。
- 特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付されるもの。繰り上げて交付した額は、3月分の特別交付税交付額から控除される。